

令和 7 年 度

監査等基本計画・実施計画

羽島市監査委員

目 次

監査等基本計画	1
定期監査実施計画	5
行政監査実施計画	7
随時監査実施計画	9
財政援助団体等監査実施計画	10
会計管理者所属会計決算審査実施計画	11
公営企業会計決算審査実施計画	12
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査	14
決算審査等日程表	15
例月現金出納検査実施計画	17
内部統制評価報告書の審査	19
監査委員事務局 会議・研修会予定表	20

監査等基本計画

羽島市監査基準第7条及び羽島市監査事務処理規程第5条（監査計画）の規定に基づき、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、次のように令和7年度監査等基本計画を定める。

1 基本方針

監査等の目的は、次の各号に掲げる事項を実施することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することとする。

- (1) 監査等については、行財政運営が、地方自治法第2条第14項から第16項までの趣旨に則り、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査等の結果や意見として提出し、地方自治法の規定に基づき公表する。
- (2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。
- (3) リスク管理体制や内部統制体制等のカバランスの状況を踏まえ、重点的かつ横断的な監査を実施する。

2 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定）

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正に処理されているかを主眼に監査を行うとともに、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意して実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項の規定）

監査委員が必要と認めたとき、事務の執行が、内部統制体制のもと、合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼に監査を実施する。

(3) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項の規定）

監査委員が必要と認めたとき、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正に処理されているかを主眼に監査を行うとともに、経済性・効率性・有効性

の観点にも十分留意して実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定）

財政的援助団体、出資・支払い団体及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は、市長の要求に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施する。

- ① 補助金等交付団体
- ② 出資団体等
- ③ 指定管理者

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項・地方公営企業法第30条第2項の規定）

決算その他関係諸表の係数の正確性を検証するとともに予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

① 会計管理者所属各会計

決算計数の確認及び分析を行い、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付する。

② 公営企業各会計

決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査し、意見を付する。

(6) 財政健全化に関する審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第2条第1項の規定）

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類の係数が正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

① 財政指標の毎年度公表

② 財政健全化計画の策定義務

③ 公営企業関係部分の骨子

・資金不足比率の公表

・経営健全化計画（経営健全団体・経営健全化責務）

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定）

各会計の現金の出納について、毎月の数値を関係諸帳簿と照合確認する。

市の財政収支の動態を主として計数面から把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

(8) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(9) 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第150条第5項の規定）

内部統制評価報告書について、確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、意見を付する。

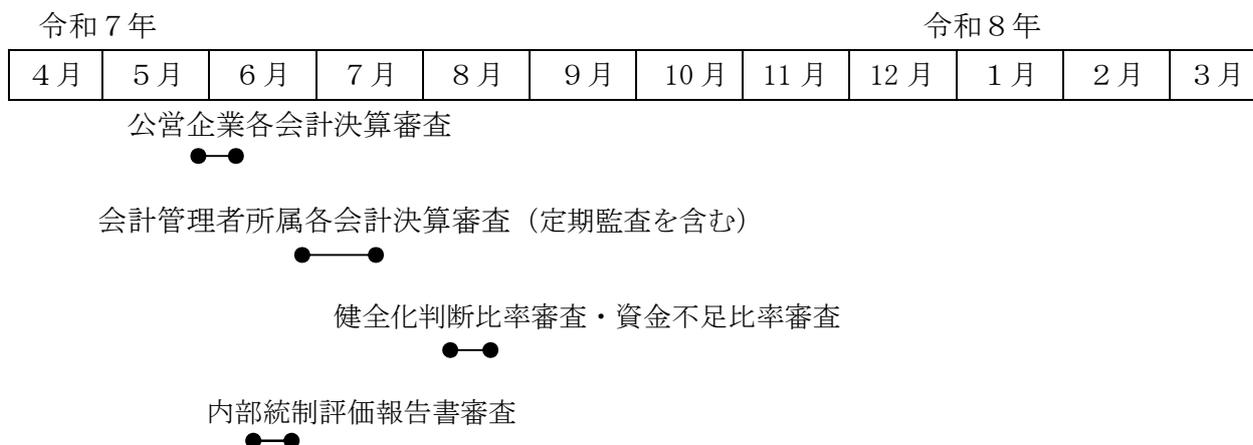
3 監査等の対象別実施時期

監査種別ごとの実施時期は、次の表のとおりである。

監査・審査等実施時期

	監 査 種 別	実 施 時 期 等
決 算 審 査	公営企業各会計決算審査	令和7年 6月上旬
	会計管理者所属各会計決算審査 (基金運用状況審査等含む)	令和7年 6月下旬～7月中旬
定 期 監 査	財務に関する事務全般 (財政援助団体等監査含む)	令和7年 6月下旬～7月中旬
財 政 健 全 化 審 査 等	健全化判断比率審査、資金不足比率審査	令和7年 8月中旬
随 時 監 査	財務に関する事務全般	随時
行 政 監 査	事務全般	随時
内 部 統 制	内部統制評価報告書審査	令和7年 6月下旬
	例月現金出納検査	原則毎月25日

【 参考図：監査期間 】



4 監査等の実施体制

監査委員	2名	(代表監査委員、議選監査委員)
事務局	3名	(局長、課長、主任)

定期監査実施計画

1 実施方針

監査等基本計画に基づき、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨に則りそのまま適正に処理されているかを主眼に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づく監査を実施する。

その際、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定に則るとともに、事業が「所期の目的を達成しているか」という有効性の観点及び「投下した経費に見合うだけの効果を上げているか」という効率性の観点に十分留意するものとする。

2 監査対象

- ・令和6年度の事業 財務に関する事務全般及び補助金、委託（一者随契）を対象とする。

3 監査期間

令和7年6月下旬～7月中旬

4 監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

市長等関係機関に対する監査の通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

5 重点監査事項

本年度の監査において、重点事項（財務に関する事務全般）を設定し、実施することとする。

- ・収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等について

予算に基づき適正に執行されているか、又、事務事業等が効率的・効果的に執行されているかどうかを主眼として実施する。

<主な着眼点>

- ① 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- ② 予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ③ 収支の振替及び更正手続きは適正に行われているか。
- ④ 事務処理で法令に違反するものはないか。
- ⑤ 計数に誤りはないか。

（特に各種の帳簿、証拠書類等の計数は各種帳簿の計数と符号しているか。）

- ⑥ 出納員の事務引継は適正に行われているか。
- ⑦ 現金等（前渡金、概算払金、釣銭及び窓口保管金）の保管及び取扱は適正か。
- ⑧ 現金保管のための預金通帳は非課税扱いになっているか。
- ⑨ 寄附收受の手続きは適正に行われ、議決を必要とするものについてはその手続きがとられているか。
- ⑩ 事務処理の組織又は手続きに改善の余地はないか。
- ⑪ その他の経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

行政監査実施計画

1 実施方針

監査等基本計画に基づき、施策の動向及び各種監査の実施結果等を踏まえ、事務処理が、内部統制のもと、合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

2 監査対象

対象部署 監査委員から当該監査を求められた事業を所管する部署

3 監査期間

監査対象別の日程は、別途定める。

4 監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

市長等関係機関に対する監査の通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

5 着眼点

(1) 基本的視点について

- ア 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ウ 事務処理は、効率的、効果的に行われ、改善すべき点はないか。
- エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- オ 各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(2) 職員管理及び事務の流れについて

- ア 出張命令簿及び関連文書が整理されているか。
- イ 時間外勤務命令簿及び関連文書が整理されているか。
- ウ その他、職員管理に関する事項
 - ① 職員の動向把握方法
 - ② 年休・遅刻・早退
- エ 業務に関する事務手順及び窓口対応マニュアルが作成されているか。
- オ 公金（保管金・切手等）の管理状況を記録する収受簿が備えつけられ、金銭収受担当者以外の者によって検査されているか。

(3) その他、事務の流れに関する事項

ア 待遇等の研修はなされているか。

イ 業務等が、慣例、前例踏襲のみを理由に実施されていないか。

随時監査実施計画

1 実施方針

監査等基本計画に基づき、監査委員が必要があると認めたとき、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、法令等の趣旨に則りそのまま適正に処理されているかを主眼に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づく監査を実施する。

その際、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の規定に則るとともに、事業が「所期の目的を達成しているか」という有効性の観点及び「投下した経費に見合うだけの効果を上げているか」という効率性の観点に十分留意するものとする。

2 監査対象

対象部署 監査委員から当該監査を求められた事業を所管する部署

3 監査期間

監査対象別の日程は、別途定める。

4 監査の通知並びに監査の結果に関する報告及び公表

市長等関係機関に対する監査の通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

5 着眼点

定期監査等において、再度財務に関する事務（補助金、委託等）を予算に基づき適正に執行されているか、事務事業等が効率的・効果的に執行されているかどうか主眼として実施する。

財政援助団体等監査実施計画

1 実施方針

監査基本計画に基づき、財政援助団体等に対して、財政援助等に係る事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかを主眼に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査を実施する。併せて、団体の所管部署等に対して団体への指導監督が適切に行われているかどうかを主眼に、地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく監査を実施する。

2 監査実施団体

監査を実施する団体は別途定める。

3 監査期間及び日程

監査を実施する団体及び部署等の日程は、別途定める。

4 監査の結果に関する報告及び公表

市長等関係機関に対する監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

5 審査留意事項

- (1) 補助団体については、市の補助条件等が適切か検討するとともに、団体の補助事業等が補助条件等に沿って、適正かつ効率的に執行されているかについて十分検証することとする。
- (2) 出資団体については、事業が出資目的に沿って適正かつ効率的に運営されているか、会計経理及び工事・財産管理が適正に行われているかなどを基本的な観点として問題点を明らかにするとともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点を重視して積極的に意見を付することとする。
- (3) 監査対象団体のうち、公の施設の管理を受託している団体の監査に当たっては、受託事業が市の委託目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかを基本的な観点に、委託業務の内容や経費負担は的確なものとなっているか、委託料に係る会計経理は適正に行われているかなどについて、関係部署・団体の双方について十分検証することとする。

会計管理者所属会計決算審査実施計画

1 実施方針

監査等基本計画に基づき、令和6年度一般会計及び特別会計の決算書並びに関係書類について決算計数及び執行状況の確認・分析を行うとともに、予算の執行、基金の運用や財産管理の状況等について審査し、意見を付する。

2 審査期間

令和7年6月26日（木）から7月24日（木）までの間に実施する。

3 審査場所及び日程

別紙日程表のとおり。

4 審査の通知及び意見書の送付

市長等関係機関に対する審査の通知は、本計画決定後速やかに行い、意見書の送付は、講評終了後速やかに行う。

5 審査留意事項

審査に当たっては、次の基本的事項を勘案の上、分析方法、手続等を十分選定し、審査の充実を期すこととする。

○基本的事項

- (1) 決算計数は正確であるか
- (2) 予算の執行は予算議決の目的に従い、適正かつ効率的になされているか
- (3) 予算の執行は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項（住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則ったものとなっているか
- (4) 財産の取得、管理処分は、適正に処理されているか
- (5) その他必要な事項

公営企業会計決算審査実施計画

1 実施方針

監査等基本計画に基づき、病院事業、水道事業及び下水道事業会計の令和6年度決算における計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態及び建設改良事業等について審査し、意見を付する。

審査に当たっては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかどうかを主眼として、経営のあり方について検討を加える。

さらに、費用対効果など効率性・有効性の観点から特定の事項について評価を行う。

2 審査期間

令和7年6月3日（火）に実施する。

3 審査場所及び日程

別紙日程表のとおり。

4 審査の通知及び意見書の送付

市長等関係機関に対する審査の通知は、本計画決定後速やかに行い、意見書の送付は、講評終了後速やかに行う。

5 審査留意事項

審査に当たっては、次の基本的事項を勘案の上実施し、審査の充実を期すこととする。

○基本的事項

1 決算に関するもの

- (1) 決算計数の確認
- (2) 他会計との経費負担区分の適正性
- (3) 収益及び費用の所属年度区分の適正性
- (4) 資本的収入が資本的支出に対して不足する額の補てん財源の適正性
- (5) 収益的収支と資本的収支との経理区分の適正性
- (6) 固定資産の増減処理の確認
- (7) 減価償却の適正性
- (8) その他必要な事項

2 経営管理に関するもの

- (1) 前年度決算額との差異分析
- (2) 予算額と決算額との差異分析
- (3) 予定業務量と執行実績との差異分析
- (4) 建設改良工事の執行状況の分析
- (5) 資金運用状況の分析
- (6) 比率（経営比率、財務比率）分析による経営状況の把握
- (7) 施設・設備等の稼働状況の分析
- (8) 経営計画・施設設備整備計画等の計画とその執行状況の把握
- (9) 経営努力とその成果
- (10) その他必要な事項

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 に基づく審査

1 目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、及び同法第22条第1項の規定による資金不足比率を審査することにより、財政の健全化に資することを目的とする。

2 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を行う。

3 審査場所及び日程

別紙日程表のとおり。

決算審査等（令和6年度分）日程表

（令和7年実施）

実施日	対 象 所 属	
	午 前	午 後
6/3 (火)	[公営企業会計決算審査] 9:30～水道事業 10:30～下水道事業	[公営企業会計決算審査] 13:30～市民病院（書類審査・院内調査）
6/26 (木)	[例月現金出納検査] 9:30～ 11:30～監査委員事務局	13:00～会計課 14:00～危機管理課(内部統制評価報告書審査含む)
6/30 (月)	9:30～秘書広報課 10:30～総務課	13:00～職員課 14:00～管財課
7/3 (木)	9:30～総合政策課 10:30～財務課	13:00～市民協働課(地域支援室含む) 14:30～生涯学習課
7/4 (金)	9:30～図書館 10:30～スポーツ推進課	13:00～市民課 14:00～保険年金課
7/7 (月)	9:30～税務課・収納課 11:00～生活安全課	13:00～環境プラント 14:00～生活環境課
7/8 (火)	9:30～環境事業課 11:00～市民総合相談室	13:00～高齢福祉課
7/10 (木)	9:30～福祉課	13:00～子育て・健幸課(子ども家庭センター含む)
7/11 (金)	9:30～農業委員会 10:30～農政課	13:00～商工観光課 14:00～議会総務課
7/14 (月)	9:30～都市計画課 10:30～土木監理課	13:00～消防本部
7/15 (火)	9:30～西部幼稚園 10:30～学校教育課(教育支援センター含む)	13:00～学校給食センター 14:30～教育政策課
7/17 (木)	予備日	
7/18 (金)	予備日	
7/22 (火)	予備日	
7/24 (木)	予備日	

実施日	対 象 所 属	
	午 前	午 後
7/25 (金)	〔例月現金出納検査〕 9:30～	
8/8 (金)		* 財政健全化法等審査 13:30～ (本庁舎4階406会議室) * 決算意見書決裁、報告
8/25 (月)	〔例月現金出納検査〕 9:30～	

※ 審査場所：監査委員事務局。ただし、市民病院は病院で行う。

※ 書類審査及び意見書確認。

※ 原則として上記日程によりますが、変更する場合があります。

例月現金出納検査実施計画

1 実施方針

各会計の現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認する。

また、財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

2 検査対象

一般会計、特別会計、公営企業会計、基金、歳入歳出外現金

3 検査日

別紙日程表のとおりとする。

令和7年度 例月現金出納検査日程表

(令和7年3月分～令和8年2月分)

区 分	対 象 月	実 施 日
一般・特別・基金 水道事業 下水道事業 病院事業	令和7年 3月分	令和7年 4月25日(金)
	令和7年 4月分	令和7年 5月27日(火)
	令和7年 5月分	令和7年 6月26日(木)
	令和7年 6月分	令和7年 7月25日(金)
	令和7年 7月分	令和7年 8月25日(月)
	令和7年 8月分	令和7年 9月25日(木)
	令和7年 9月分	令和7年10月27日(月)
	令和7年 10月分	令和7年11月25日(火)
	令和7年 11月分	令和7年12月25日(木)
	令和7年 12月分	令和8年 1月26日(月)
	令和8年 1月分	令和8年 2月25日(水)
	令和8年 2月分	令和8年 3月25日(水)

※原則、上記日程になりますが変更する場合があります。

内部統制評価報告書の審査

1 目的

市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づく審査において、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行う。

2 審査場所及び日程

別紙日程表のとおり。

3 評価手続きに係る記載の審査

市長による評価手続きが適切に実施されることにより、内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正が行われることを目的とし、市長による評価が評価手順に沿って実施されたかといった観点から、評価手続きに係る記載について審査を行い、意見を付す。

4 評価結果に係る記載の審査

市長による評価の根拠となる資料を基に、必要に応じて、市長、内部統制評価部局及び関係部局の担当者等に対して質問を行った上で、市長が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から検討を行う。

令和7年度 監査委員事務局 会議・研修会予定表

予 定 日	内 容	開 催 市
5月20日(火)	岐阜県都市監査委員会事務研修会	高山市
5月30日(金)	東海地区都市監査委員会総会・研修会	磐田市
10月10日(金)	岐阜都市監査委員事務局長会議	恵那市
10月28日(火)	岐阜県都市監査委員会定期総会	瑞浪市
令和8年 1月22日(木) ～23日(金)	三地区共催都市監査事務研修会 (近畿・東海・北陸)	京都市